

世田谷区一般廃棄物処理基本計画(案)
「素案からの主な変更点」

世田谷区一般廃棄物処理基本計画(案)について、素案からの主な変更点は以下の通りです。
※下線部が変更部分。

頁数	該当項目	素案	案 (※変更内容)
38	【①-1】 大学や事業者、地域団体等と連携した啓発事業の展開	(記載なし)	(※変更内容:気候変動対策やCO ₂ 排出削減への全般的な取組みについて追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) <u>・また、区全体で取り組むべき課題である気候変動対策やCO₂排出削減に向けては、区民・事業者との協働に加えて、環境・脱炭素・資源循環・教育などの関係所管が連携した組織横断的な取組みが重要となるため、多面的なアプローチによる相乗効果の高い啓発事業を推進します。</u>
46	【②-4】 普及啓発施設でのより効果的な事業展開	(記載なし)	(※変更内容:リサイクル過程全体を可視化した啓発事業について追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) <u>・また、区民による継続的・主体的な行動変容につながるよう、資源回収から再商品化、循環利用まで、一連のリサイクル過程全体を分かりやすく可視化した啓発事業を推進していきます。</u>
59	【⑤-1】 プラスチックの発生抑制の徹底と分別収集・再資源化による資源循環	《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・あわせて、プラスチックの分別収集と再商品化を見据えた効率的・効果的な事業手法について検討を進めます。	(※変更内容:プラスチック分別収集の方向性について追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) <u>・また、世田谷区においても、持続可能で良好な住環境を将来世代に引き継いでいくため、環境負荷軽減による気候変動対策や脱炭素化に向けて、限りある資源を効率的に循環利用していく必要があります。</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>気候危機への対応は区として優先的に取り組むべき課題の1つであり、その一環として、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックの分別収集及び再資源化に向けて取組みを進めます。</u> ・<u>基本的な考え方として、まずはプラスチックの発生抑制を徹底し、できる限りプラスチックを使用しないライフスタイルや経済活動への行動変容を推進します。</u> ・<u>プラスチックの分別収集には、多大な経費がかかることが見込まれることから、効率的な収集・運搬体制を検討します。また、CO₂削減効果や資源循環につながるよう可能な限り効果的な収集・運搬や再商品化を検討していきます。</u> ・<u>実施時期等については、令和12年度中の実施を目指にプラスチックの分別収集及び再資源化を行うこととし、先行して普及啓発など、プラスチックの発生抑制に取り組みます。</u>
63	<p>【⑤-3】 <u>不燃ごみの全量資源化と粗大ごみの資源化の推進</u></p>	<p>(※変更内容:不燃ごみの全量資源化を追記)</p> <p>«現状と課題、取組みの方向性» (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>不燃ごみについては、現在、鉄やアルミニウムなどを資源化していますが、資源循環型社会の実現のため、従来は資源化の対象としていなかったガラス片や陶器類なども含む、全量資源化に向けて取組みを進めます。</u>
68	<p>【⑤-7】 <u>地域における新たな資源循環の検討</u></p>	<p>(※変更内容:衣類からの資源化と再利用による地域内循環の実証について追記)</p> <p>«現状と課題、取組みの方向性» (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>まずは、先進的な民間事業者の技術活用により、地域で回収した衣類を紙として資源化し、再利用する地域内循環の取組みについて実証を行い、区民の継続的な行動変容や環境意識の醸成につなげていきます。</u>

【⑥-4】
区施設か
ら排出さ
れるごみ
の減量・資
源化

(記載なし)

(※変更内容:ごみ減量・資源循環に向けた区の率先行動について追記)

«現状と課題、取組みの方向性»

(中略)

・具体的には、環境や庁舎管理などの関係所管とも連携し、環境基本計画や世田谷区役所地球温暖化対策実行計画などに定める区の率先行動の方針等も踏まえながら、全庁を挙げて組織横断的に取り組んでいくことが重要となります。

【主な取組み】

・環境基本計画や世田谷区役所地球温暖化対策実行計画などを踏まえた、全庁的・組織横断的な率先行動の推進

(中略)

«※区の率先行動事例»

○公共施設への排出指導によるごみ減量の推進(保育園・学校・レストラン等への食品廃棄物リサイクルの提案など)

○庁内広報紙による環境配慮行動の啓発・促進

○区役所庁舎への水道直結型浄水器設置によるマイボトル利用促進とプラスチックごみの削減

○防災備蓄品の入れ替えに伴う有効利用

○環境マネジメントシステムに基づく取組みの推進(省資源・リサイクルの推進、コピー用紙の削減、グリーン購入の推進、公用車の環境負荷の低減など)

○モバイル端末導入、各種手続きのオンライン化など、DXによるペーパーレス化の推進

○公共建築物の建築等にあたっての環境配慮(再生骨材・再生材料の利用、建設廃棄物の抑制など)

○庁内備品のリユース促進

○区民利用施設への使い回し傘袋の設置によるプラスチックごみの削減

			(※変更内容:安定した収集体制の構築を追記)
74	【⑦-3】より効果的・効率的な収集体制や組織の構築	「現状と課題、取組みの方向性」(中略) ・このため、DXなど進展するデジタル技術を活用した業務効率化や、安定した収集体制の維持に向けたより効果的・効率的な組織の構築について検討していきます。	「現状と課題、取組みの方向性」(中略) ・このため、DXなど進展するデジタル技術を活用した業務効率化を進め、 <u>持続可能で安定した収集体制の構築について検討していきます。</u> ・また、業務の効率化と併せ、計画的な人材の確保と定着を進めるため、誰もが働きやすい環境整備と支援にソフト・ハードの両面から取り組んでいきます。 <u>民間の清掃事業者が区民生活を支える重要な役割を担っていることを踏まえ、仕事の魅力発信に取り組むとともに、働きやすい環境整備等、必要な支援を取り組んでいきます。</u>
75	【⑦-4】災害時を想定した廃棄物対策の推進	「現状と課題、取組みの方向性」(中略) ・また、災害廃棄物以外にも生活ごみや避難所のごみ等が大量に発生するため、生活環境を保全し、公衆衛生を確保するためにも、迅速な廃棄物処理が重要となります。 ・区では、能登半島地震における教訓・課題や地域防災計画等の関連する計画の改定なども踏まえて、災害時の廃棄物対策を推進していきます。	(※変更内容:災害時の廃棄物対策を追記) 「現状と課題、取組みの方向性」(中略) ・また、災害廃棄物以外にも生活ごみや避難所のごみ等が大量に発生するため、生活環境の保全、公衆衛生の確保の観点からも迅速な廃棄物処理を進めることが重要となります。 ・そうした事態に際しては、状況に応じた臨機応変なごみ収集計画の立案や他自治体からの応援職員の受け入れ態勢の確立など、地域に精通した区職員が中心的役割を担うことが求められます。 ・区では、日ごろから職員自身がごみをはじめとする区内の状況を的確に把握できるような体制づくりに取り組むとともに、能登半島地震における教訓・課題や地域防災計画等の関連する計画の改定なども踏まえて、災害時の廃棄物対策を推進していきます。
76	【⑦-5】清掃関連施設の適切な維持管理による安定的な収集事業の継続	(記載なし)	(※変更内容:清掃工場の建替えに関する検討とエコプラザ用賀を活用した施設再編について追記) 「現状と課題、取組みの方向性」(中略) ・また、東京二十三区清掃一部事務組合により運営されている清掃工場についても、計画的な建替えが行われています。その建替えスケジュールや建替えによる焼却能力の変動などの要素も考慮しながら、安定的・効率的な収集・運搬・中間処理の実施に向けて、他区とも協力しながら検討を進めます。 【主な取組み】 ・エコプラザ用賀を活用した清掃・リサイクル施設の再編の検討